

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月18日（平成30年（行情）諮問第195号）

答申日：平成31年3月22日（平成30年度（行情）答申第511号）

事件名：特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分）の不  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成29年特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年2月16日付け厚生労働省発総0216第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

決裁文書が特定できないとのことですが、趣旨が不明です。決裁文書は、行政組織にとって重要な文書であり、担当者等に聞いていただければ、容易に文書の特定が可能であると思われまます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年10月7日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「平成29年特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年2月25日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成29年10月7日付けで、審査請求人が「平成29年特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分）」の開示を求めたものである。

イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったことから、平成29年10月12日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

ウ しかしながら、回答はなく補正に応じる意思は認められなかった。

したがって法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、平成30年2月16日付けで原処分が行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

審査請求人は処分庁に対して、「平成29年特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分）」の開示を求めているが、その文書名称の一覧やまとめたものは作成していない。特定部局においては、様々な案件について、多くの起案、決裁を行っており、開示請求している行政文書の内容が包括的かつ膨大であるため、対象行政文書を特定することは難しい。

また、決裁文書の管理は、一元化して特定の部署で管理しているわけではなく、審査請求人が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定しようとするれば、処分庁は特定部局において、その保有する決裁文書を全て確認しなければならない。

法が、審査請求人に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続について

行政機関の長は、法4条2項の規定により開示請求書の形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。また、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の

「平成29年特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分）」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったため、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めている。

このような経過を踏まえれば、処分庁において、文書を特定するために必要な手続は適正に行われたことが認められる。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める行政文書の特定が不十分であり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 平成31年3月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求は形式的な不備がある不適法な請求であり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

###### (1) 開示請求書における対象文書の特定について

ア 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり、説明する。

本件開示請求は、「平成29年特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分）」とされており、特定部局において特定期間に電子的手段によって起案した決裁文書はもとより、その他の部局が特定期間に電子的手段によって起案して、特定部局に対して合議した決裁文書も対象になると解される。

そうすると、処分庁の全部局において、本件対象文書に該当する文書を探索し、特定しなければならず、本件開示請求は、その内容が包括的かつ膨大であるため、対象行政文書を特定することは困難で

あると言わざるを得ない。

そこで、処分庁においては、審査請求人が求める開示請求の意味内容を特定するために、平成29年10月12日付けで、審査請求人に対し、相当の期間を定めて補正を求めたが、審査請求人からは回答が得られなかった。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、本件開示請求のような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

以上により、本件開示請求は、法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備があるとして、原処分が行われたものである。

イ 当審査会において確認したところ、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、「平成29年特定期間に電子的手段によって行われた決裁文書（特定部局分、電磁的記録ファイル（PDF、エクセル、ワード、CSVファイル等）での開示の場合はページによる限定開示は不要だが、電磁的記録ファイルでの開示ができない場合は1つの決裁文書につき先頭ページから10ページまでの開示をお願いします。）」と記載されていることが認められ、特定部局において特定期間に電子的手段によって起案した決裁文書だけでなく、その他の部局が特定期間に電子的手段によって起案して、特定部局に対して合議した決裁文書等も対象になると解され、本件対象文書に該当する文書を特定することは困難である旨の上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとは認められない。

## （2）求補正の手續の妥当性について

ア 諮問庁は、補正の経緯について、理由説明書（第3の3（1））のとおり説明する。

イ 当審査会において、諮問書に添付された、平成29年10月12日付けで処分庁が審査請求人に宛てた「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」を確認したところ、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう、相当の期間（14日）を定めて、補正を求め、設定した期限までに補正がなされない場合には、補正を行う意思がないものとして取り扱わせていただく旨を伝えていることが認められる。

そうであるにもかかわらず、審査請求人が補正の求めに応じていな

いことからすると、審査請求人が求める行政文書を特定することが困難であるとする諮問庁の説明は首肯できる。

(3) したがって、本件開示請求には、上記(1)のとおり、開示請求に係る文書の不特定という形式上の不備があると認められ、上記(2)のとおり、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められることから、諮問庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を維持すべきとしていることは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子